

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 16 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01373

研究課題名（和文）裁判外ワークアウトと倒産手続の連携による実効的事業再生の実現に関する日米共同研究

研究課題名（英文）A collaborative study on the ideal relationship between the out of court workout and the Bankruptcy procedure in the U.S. and Japan.

研究代表者

山本 研（YAMAMOTO, Ken）

早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・教授

研究者番号：90289661

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究課題においては、実効的な事業再生の実現という観点から、裁判外ワークアウトと法的倒産手続の連携強化のための方策等について、立法論や手続運用論を含む提言を行うことを目的に、アメリカにおける制度を参考としながら、私的整理と法的倒産手続の関係のあり方、および両者の連携を強化するための方策について検討を進めてきた。

以上の検討結果、法的倒産手続を簡易化することにより私的整理の受け皿とするというこれまでのわが国における議論をベースとしつつ、さらに一歩進めて、先行する私的整理において行われた手続の一部を以て、法的手続における手続に代替することを認める「合流型（途中乗車型）」の連携を提言するに至った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

私的整理と法的倒産手続の関係をめぐっては、実務においては、準則型私的整理に多数決原理を導入し、裁判所の認可決定によって反対債権者を拘束することを可能とする制度を導入すべきとの議論（私的整理の多数決化）が強く主張される一方、これに対し、主に研究者からはかかる制度の合憲性・正当化根拠などをめぐり理論的困難性が指摘されるという形で、膠着した議論状況が生じていた。

本研究結果が示す方向性は、こうした議論状況を打開するとともに、現在、内閣府を中心に具体的提言がなされている私的整理円滑化法案について検討するにあたって、有益な示唆を与えるものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：This study examines measures to establish an ideal relationship between out-of-court workouts and legal insolvency proceedings in order to realize effective business reorganization. With reference to the U.S. Bankruptcy systems, I studied the relationship between out of court workouts and bankruptcy proceedings, as well as measures to strengthen the linkage between the two.

As a result of these studies, I have drawn the following conclusions.

First, the study should be based on the direction that has been discussed so far, which is to simplify legal insolvency proceedings to facilitate the connection with out of court workouts. Further developing the discussion, a part of the procedures conducted in the preceding out-of-court workout will be deemed to have been conducted in the subsequent legal insolvency proceedings. This will facilitate the smooth connection of the proceedings and enable a more effective business reorganization. These are my proposals as a result of this study.

研究分野：民事法学

キーワード：事業再生 裁判外ワークアウト 準則型私的整理 私的整理の多数決化 私的整理円滑化法案 事業再生 ADR 産業競争力強化法 簡易再生

1. 研究開始当初の背景

本研究課題に着手した2018年(平成30年)当時、法的倒産手続(以下、「法的手続」という)について、利用件数の急激な減少傾向が生じていた。たとえば、再建型の一般手続である民事再生手続の利用件数は、制度創設直後(2001年)の1,110件から、2018年度は114件まで減少し、10分の1近くまで落ち込んでいた。その理由については、事業再生ADRをはじめとする準則型の私的整理が整備され、活発に利用されるに至ったことに伴い、事業再生のツールとして法的手続が選択されることが相対的に減少してきたことによるものとの指摘もなされていたところであった。

しかしながら、本来、私的整理と法的手続は、その本質に根ざした異なる利点を有しており、両者の関係については、事業再生というパイを奪い合う競合関係でとらえるべきではなく、相互の利点を活かし、互いの限界を補完し合う関係の構築を目指すべきであり、それによってこそ、実効的な事業再生が可能となるといえる。こうした観点から、すでにわが国においても、私的整理と法的手続について、相互のメリットを取り入れることにより、より円滑な事業再生を可能とするための方策について検討が進められている状況下にあった。

また当時は、倒産法の抜本的改正から10年余りが経過し、実務界を中心に倒産法の改正についての議論が活性化しており、私的整理と法的手続の関係強化のための方策についても現実の立法課題となる可能性も十分見込まれる状況にあった。

以上のようなわが国の状況に対し、当時、諸外国においても、裁判外ワークアウトの利点を活かすことにより、迅速かつ実効的な事業再生を図る方向での制度改革が活発に進められていた。中でもわが国の倒産法制に大きな影響を与えているアメリカにおいては、プレパッケージ型といわれる手続開始前に計画案に対する投票まで済ませてしまう事前調整型の手続の利用が可能とされており、さらに、手続開始前に暫定的なスポンサー契約を締結し、手続開始後速やかに事業譲渡を行うことにより、早期事業再生をはかる手法が多く活用されているところであり、わが国における私的整理と法的手続の関係をめぐる議論にも影響をあたえているところであった。

2. 研究の目的

本研究は、米国の研究者・実務家と情報交換をしながら、日米両国における裁判外ワークアウトと法的手続の関係について分析を進めた上でそれらを総合して検討を行い、その検討結果に基づき、円滑かつ実効的な事業再生を実現するための両手続の関係のあり方、具体的には、裁判外ワークアウトと法的手続の連携強化のための方策等について、立法論や手続運用論を含む提言を行うことにより、倒産法改正に向けた議論(とくに、私的整理と法的倒産手続の関係に関する議論)に貢献することを企図したものである。

3. 研究の方法

裁判外ワークアウトと法的手続との関係について検討するにあたり、アメリカ法においては、法的手続のどの部分を手続外に出して、裁判外ワークアウトに委ねることができるかという観点から、いわば法的手続を基点として裁判外ワークアウト(事前調整手続)のあり方を構想するという方向での検討手法がとられることが多いのに対し、日本法においては、特に私的整理が活発に利用されるに至っていた当時においては、私的整理において経済合理性を有する再建計画案が策定され、大方の債権者の同意は得たものの、一部の債権者の同意を得ることができないため、多数決により計画案の成立をはかることが可能な法的手続に移行しようとする場面を念頭に、円滑に法的手続に移行し、一体的な事業再生を実現すると

の観点から、主に私的整理の受け皿となる法的手続のあり方を検討するという方向で議論が進められており、アメリカ法とは検討のベクトルに異なる面があるといえる。

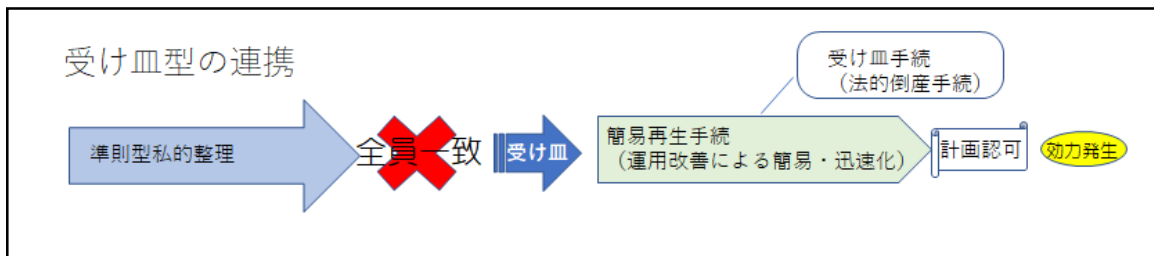
そこで、研究の構想段階においては、アメリカおよび日本における、裁判外ワークアウトと法的手続の関係についてそれぞれ個別的に分析を行い、その分析結果を総合することにより、裁判外ワークアウトと法的手続の関係のあり方、および両者の連携を強化するための方策について検討を進め、そこから得られる示唆を、アメリカおよび日本の法制度にそれぞれ適合する形で還元しようとする研究手法を構想していた。しかしながら、実際に研究を開始してみると、全く方向性の異なる議論を同時並行的に対比・検討し、その分析結果を総合してあるべき制度を探るという研究手法によることは、ともすれば抽象的な観念論にとどまってしまふ懸念があること、および、折り悪くコロナ禍の影響によりアメリカにおけるヒアリングや実地調査が困難になったこと、さらには、わが国において、この問題に関する立法的な議論が活性化してきたこと等を踏まえ、まずは、日本法における立法論的検討に軸足を置き、アメリカにおける制度を参考としながら、裁判外ワークアウトと法的手続の関係のあり方、および両者の連携を強化するための方策について具体的な立法論を念頭に検討を進めるという研究手法を採用することとした。

4. 研究成果

本研究課題においては、上述したように、裁判外ワークアウトと法的手続の連携強化のための方策等について、立法論や手続運用論を含む提言を行うことを目的に、アメリカにおける制度を参考としながら、私的整理と法的手続の関係のあり方、および両者の連携を強化するための方策について検討を進めてきた。以上の検討結果、法的手続を簡易化することにより私的整理の受け皿とするというこれまでのわが国における議論をベースとしつつ、さらに一歩進めて、先行する私的整理において行われた手続の一部を以て、法的手続における手続に代替することを認める「合流型（途中乗車型）」の連携を提言するに至った。

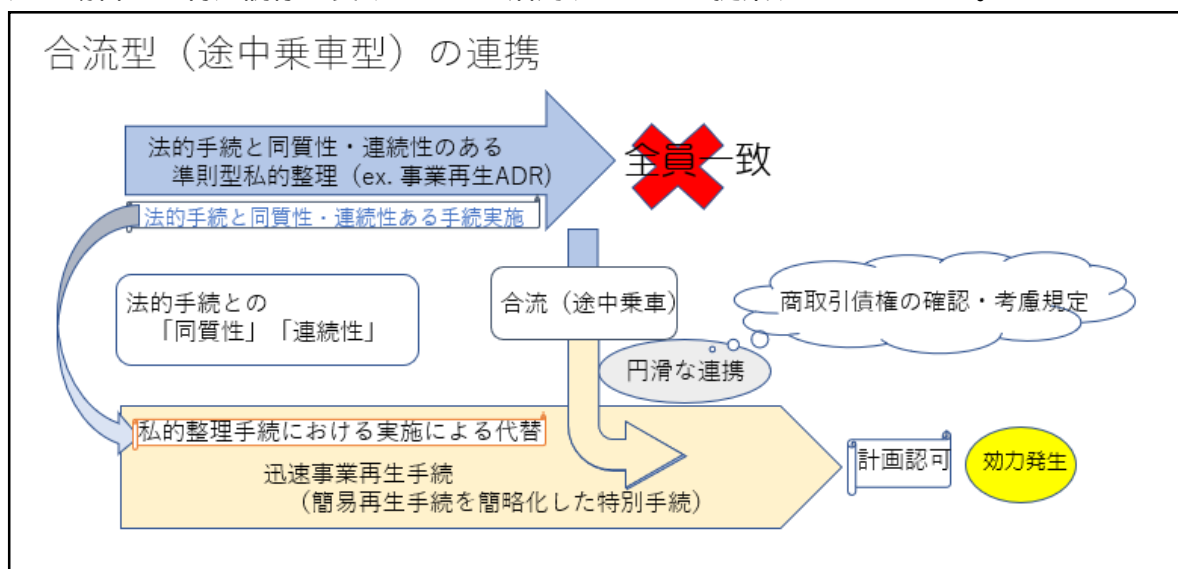
その具体的内容については、2021年度（令和3年度）の日本民事訴訟法学会大会における大シンポジウム（「倒産法の立法的検討」）においてパネリストの一人として、「私的整理と法的倒産手続の新たな連携」として報告をしたところであり、詳細については、同シンポジウムの記録（参考文献）を参照されたいが、その概要は以下の通りである。

すなわち、近時における、私的整理と法的手続の連携強化をめぐる議論においては、先行する私的整理において対象債権者全員一致の同意が得られなかった場合の受け皿として法的手続を位置づけ、受け皿手続の構造（運用）や、先行する私的整理との円滑な連携のための方策についての検討が中心的にされてきた（受け皿型の連携）。



これに対し、本研究は、私的整理と法的手続の連携のあり方について、受け皿型の連携に関するこれまでの議論を踏まえつつ、先行する私的整理の手続の性質をふまえた連携のあり方を探るといった観点から、私的整理との連携手続として、簡易再生手続

をさらに簡略化した「迅速事業再生手続」を創設するとともに、連携の形態については、「合流型」の連携（先行する準則型私的整理における手続をもって、一部法的手続における手続に代替することを認めることによって、受け皿となる手続に合流（途中乗車）することを可能とする連携方式）と「受け皿型」の連携を構想し、さらに、一定の場合には特定調停を受け皿として活用することを提案するものである。



すなわち、準則型私的整理において、事業再建計画案について全員一致の同意を得ることができなかった場合であっても、裁判所が計画案の公平性等について確認をした上で、いわゆる17条決定（民事調停法17条参照）をしたという事実が、債権者に対する一定の納得感や事実上の拘束力を及ぼすことが期待できるような事案においては、特定調停を受け皿とすることにより、私的整理における事業再建計画を生かした形での再建をはかることを検討すべきとする。

他方、裁判所の決定による事実上の拘束力が期待できない場合については、法的手続との連携を検討することになる。これにあたり、先行する準則型私的整理に法的手続と一定の同質性および連続性が認められる場合には、裁判所による許可決定（代替許可決定）により、私的整理における手続実施の結果を一定範囲で移行先である迅速事業再生手続においても承認する制度を創設することにより、実質的には手続の途中段階から法的手続に合流することを許容することとする（合流型の連携）。

これに対し、先行する私的整理が一般の準則型私的整理である場合（すなわち、必ずしも法的手続との同質性・連続性が認められない場合）には、迅速事業再生手続を受け皿とすることにより、従来より構想されてきた受け皿型の連携によって、迅速な事業の再建を図ることとする。

本研究はその成果として、以上の通り、先行する私的整理の手続の性質に応じて、迅速事業再生手続を合流型または受け皿型手続として使い分けることを提言するものである。

< 参考文献 >

・山本研「私的整理と法的倒産手続の新たな連携」民事訴訟雑誌119-134（2022）

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計13件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 山本研	4. 巻 69
2. 論文標題 再生計画不認可事由としての「不正の方法」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 民事訴訟雑誌	6. 最初と最後の頁 25-47
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本研	4. 巻 68
2. 論文標題 私的整理と法的倒産手続の新たな連携	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 民事訴訟雑誌	6. 最初と最後の頁 119-134
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 監訳代表 加藤哲夫 = 山本研 = 棚橋洋平	4. 巻 54巻1号
2. 論文標題 「アメリカ合衆国連邦倒産手続規則」試訳〔12〕	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較法学	6. 最初と最後の頁 290-310
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本研	4. 巻 4
2. 論文標題 日本における事業再生と倒産手続	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 早稲田大学法務研究論叢	6. 最初と最後の頁 53-70
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本研	4. 巻 1
2. 論文標題 私的整理と法的倒産手続との新たな関係ー産業競争力強化法改正による「商取引債権に関する確認・考慮規定」の創設を契機としてー	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 加藤哲夫先生古稀祝賀論文集『民事手続法の発展』	6. 最初と最後の頁 681-707
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 棚橋洋平	4. 巻 1
2. 論文標題 代替許可における株主の地位 - 米国における議論を参考にー	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 加藤哲夫先生古稀祝賀論文集『民事手続法の発展』	6. 最初と最後の頁 491-506
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 監訳代表 加藤 哲夫=山本 研=棚橋 洋平 = 中本 香織	4. 巻 53巻3号
2. 論文標題 「アメリカ合衆国連邦倒産手続規則」試訳〔11〕	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較法学	6. 最初と最後の頁 129-150
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本研	4. 巻 16
2. 論文標題 日本の会社更生及び企業民事再生制度の現状と展望	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 回生法学 (Korean Law Review for Rehabilitation and Bankruptcy)	6. 最初と最後の頁 61-95
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 棚橋洋平	4. 巻 59
2. 論文標題 事業譲渡による再建における清算価値保障原則の意義(1)－米国における清算価値保障原則の生成と展開を参考に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 177-204
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 棚橋洋平	4. 巻 60
2. 論文標題 事業譲渡による再建における清算価値保障原則の意義(2・完)－米国における清算価値保障原則の生成と展開を参考に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本研	4. 巻 1
2. 論文標題 時期に関する非義務行為(期限前弁済)の否認における有害性	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 本間靖則古稀祝賀論文『手続保障論と現代民事手続法』	6. 最初と最後の頁 985-1010
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件(うち招待講演 1件/うち国際学会 2件)

1. 発表者名 山本和彦 = 山本研 = 水元宏典 = 高田賢治 = 垣内秀介
2. 発表標題 <シンポジウム> 倒産法の立法論的検討
3. 学会等名 日本民事訴訟法学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 山本研
2. 発表標題 日本の会社更生及び企業民事再生制度の現状と展望
3. 学会等名 韓国債務者更生法学会（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山本研
2. 発表標題 日本における事業再生と倒産手続
3. 学会等名 国立台湾大学法律学院・早稲田大学法科大学院 学術交流ワークショップ（国際学会）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担 者	棚橋 洋平 (TANAHASHI Yohei) (90758070)	早稲田大学・法学学術院・准教授 (32689)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------